

令和8年度（第7回）

山形のうまいもの「ファインフードコンテスト」開催要領

1 目的

農林水産業と食品製造業等との連携を図り、マーケットインに基づき新たな価値を備え、県内外で認知され、数多く購入してもらえる商品開発を促進するため、県産農林水産物を使用した、「山形ならではの」の加工食品の優良事例を顕彰し、原料として使用される本県の豊かな農林水産物の需要を拡大することにより、本県農林水産業の発展を図ることを目的とする。

2 主催、共催及び後援

主催：やまがた食産業クラスター協議会

共催：山形県、おいしい山形推進機構、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会

後援：JA山形中央会、山形県菓子工業組合、山形県洋菓子協会、山形県和菓子協会、山形県米菓工業協同組合、山形県醤油味噌工業協同組合、山形県漬物協同組合、山形県牛乳協会、山形県パン協同組合、山形県缶詰工業協同組合、山形県製麺協同組合、山形県酒造組合、山形県ワイン酒造組合

3 募集

(1) 対象食品

県産農林水産物を原材料とし、県内で最終製造された加工食品で過去3年以内に開発商品化されたもの。（開発にはパッケージ等の仕様のリニューアルを含む）

※海産物については県内漁港で水揚げされたものを主な原材料とするもの。

※過去に山形のうまいもの「ファインフードコンテスト」で入賞した食品の応募はできません。

(2) 参加者の要件

県内に住所を有し、上記食品の製造・販売を行う事業者または団体等

(3) 出品食品数

1者2点以内

(4) 出品料

無料

(5) 募集部門

①『主食』（米・パン・麺類等）部門

②『畜水産加工品』部門

③『惣菜・漬物』部門（畜水産加工品を除く）

④『果実加工品』部門（果実を使用した菓子・ジャム・ゼリーを含む）
（果実を使用した調味料・飲料を除く）

⑤『菓子』部門（果実を使用した菓子を除く）

⑥『飲料・アルコール』部門（日本酒・果実酒等の製法品質表示基準第1号第3号で定める「日本ワイン」を除く。ただし、発泡性日本酒は含む）

⑦『調味料・その他』部門（果実を使用した調味料を含む）

※出品数によっては部門を統合する場合があります。

※応募部門については、主催者にて原材料の使用割合等の確認を行い、変更をお願いする場合があります。

(6) 募集期間

令和8年5月11日（月）～6月12日（金）

※募集の延長はいたしません。

(7) 応募方法

【提出書類】

①応募申請書（1枚目・2枚目）

②営業許可証の写し

①については必要事項を入力の上、②については許可証の写しを下記の申込先まで電子メールで提出してください。

【申込先】〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号

やまがた食産業クラスター協議会（担当：佐藤（美））

TEL：023-679-5081 FAX：023-679-5082

e-mail：food2@y-cluster.jp

※応募申請書（Excel版）はクラスター協議会のHPからダウンロード可能です。

<https://y-cluster.jp/log/?l=558009>

(8) 応募にあたっての注意事項

①応募申請書提出後、内容について主催者より確認の連絡を行うことがあります。

②食品については、食品表示法など関係法令を遵守していること。なお、食品表示の確認の結果、最終審査に進めない場合があります。（下記4（3）②参照）各地域の行政機関（保健所及び総合支庁）で食品表示に関する相談ができます。食品表示法についての問い合わせ先

https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/hyouji/syokuhinhyouji-ymadoguchi.html

③既存の特許権や商標権等の権利を侵害することがないように、事前に特許情報プラットフォームにより確認のうえ応募してください。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

4 審査方法

(1) 審査委員

学識経験者、フードコーディネーター及び流通・デザイン等の専門家

(2) 表示審査員

表示確認の実務経験者等の専門家

(3) 審査・表示確認

① 1次審査【書類審査】

・応募いただいた書類について、審査委員による1次審査【書類審査】を行います。

(5) 審査基準②～⑧の合計点数により、各部門ごと上位60%程度の食品を合格とします。結果等については、7月中旬頃に書面にて御連絡いたします。

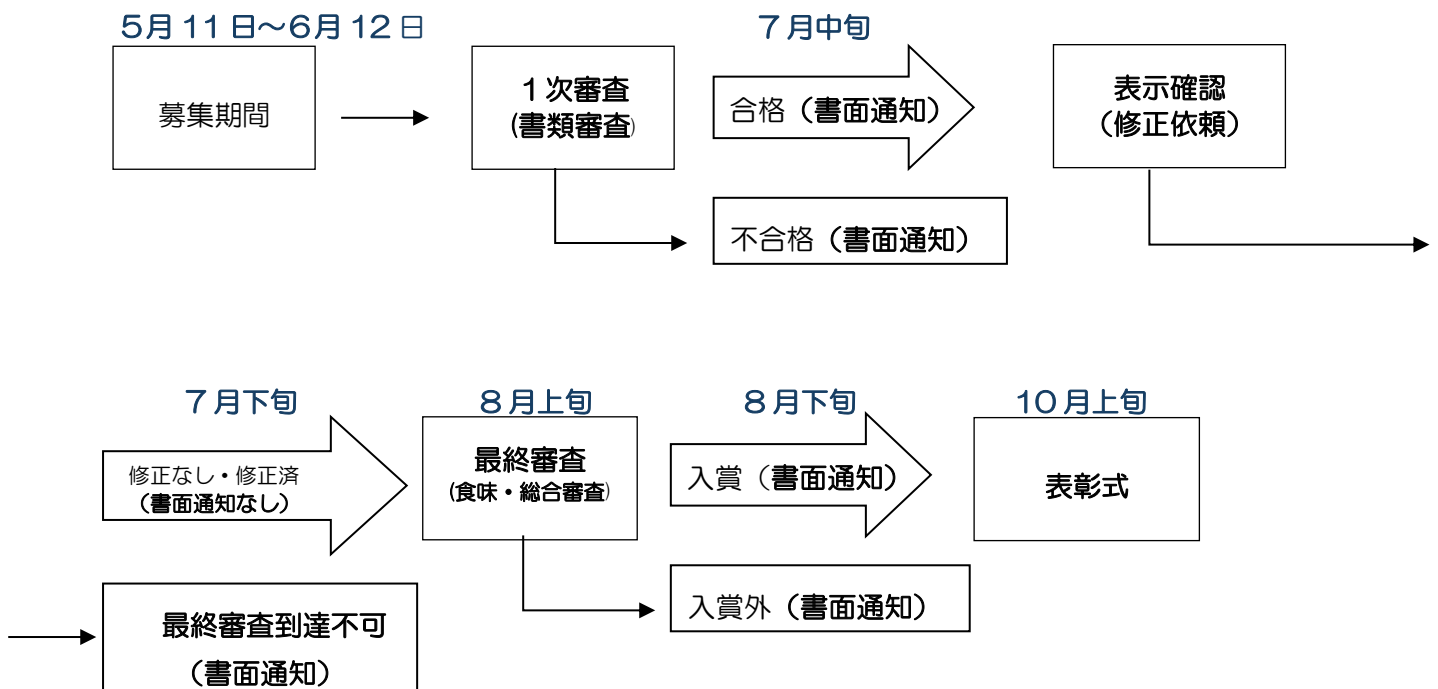
②表示確認

・表示審査員より食品表示の確認を行います。確認の結果、修正が必要な場合は、7月下旬頃に御連絡いたします。重大な法令違反があったもので、是正が確認されない場合は最終審査に進むことができません。最終審査に進めない場合は、書面にて御連絡いたします。

③最終審査【食味審査・総合審査】

・審査委員による食味審査及び総合審査を行います。日程等詳細については、1次審査結果と合わせて最終審査会出品者へ7月中旬頃に書面にて御連絡いたします。

(4) 応募の流れ



(5) 審査基準

- ①食味（味・見た目）が優れているか。
- ②販売価格、容量・重量が適当であるか。
- ③食品のコンセプトが明確になっているか。
- ④食品の特長に山形らしさを感じられるか。
- ⑤パッケージデザインが優れているか。
- ⑥加工技術や製造方法に独自性があるか。

⑦地域と連携している、原材料に未利用食材を使用しているなど、地域の活性化に繋がっているか。

⑧山形県公式オンラインストア（トライアル出品枠）での販売を見込めるか。

<https://www.rakuten.co.jp/yamagata-shop/>

5 表彰式

・開催日：令和8年10月5日（月）予定

※詳細については、8月下旬に書面にて御連絡いたします。

6 表彰

(1) 山形県知事賞（山形のうまいもの食品大賞） 1点

・全応募食品のうち、最も優れていると認められるもの。

(2) 山形県農林水産部長賞 1点

・全応募食品のうち、山形県知事賞の次に優れていると認められるもの。

(3) 部門賞 7点程度（各部門から1点程度）

(4) 奨励賞 7点程度（各部門から1点程度、部門により該当なしの場合あり。）

(5) 特別賞

こめっこ賞 1点程度

・県産米粉を使用した食品で、米粉の新規需要を喚起するもの。

パッケージデザイン賞 1点程度

・「やまがた」らしさを印象付け、デザインが特に優れたもの。

特別賞（名称は顕彰時に決定） 1点程度

・特に顕彰に値すると認められるもの。

※（3）、（4）、（5）の入賞数等は、部門別の出品数に応じ変更となる場合があります。

7 入賞特典

(1) やまがた食産業クラスター協議会において、各種商談会への参加支援や山形県公式オンラインストア（コンテスト入賞商品カテゴリーを作成し、PR予定）への出品支援を行うほか、県でも商品展示による積極的なPR等を行います。

(2) 入賞食品については、入賞カタログへ掲載し各種商談会等での配布や、入賞ロゴデータの提供及び山形県農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマーク（ペロリンシール）の進呈を行います。

(3) 応募食品の中から1点について、一般財団法人食品産業センターが主催する優良ふるさと食品中央コンクールへ推薦を予定しています。

8 その他

(1) 入賞商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載等の権利は、主催者・共催者及び応募者が共有します。

(2) 入賞食品については、写真撮影及び撮影に係る食品の無償提供を依頼する場合があります。